

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年8月21日（月）13:59～14:32
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室室長

赤松 俊彦 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長

清野富久江 厚生労働省健康局健康課栄養指導室室長

中山 健児 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐

安藤 毅 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

西 経子 農林水産省食文化・市場開拓課課長

手島 恵美 経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ

クールジャパン政策課クールジャパン海外戦略室室長

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局参事官

篠崎 敏明 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労推進（政令案）
- 3 閉会

○事務局 引き続き、クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労推進の政令案について、ヒアリングを行います。

○八田座長 大変お忙しいところ、お越しくださいますて、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○事務局 「クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進について」という横紙とポンチ絵で簡単に制度の概要を御説明したいと思います。

まず、法律改正事項ですが、クールジャパン・インバウンドに係る外国人材につきまして、区域会議において、関係府省と関係自治体が一体となって、受入れる外国人の行う活動が、「技術・人文知識・国際業務」または「技能」の在留資格に該当するか否かということ、そして、現行の上陸許可基準において求められる学歴や、実務経験と同等の知識・技能等の水準について、国内外の資格・試験、受賞歴等によって代替することができるか否かについて、協議・検討を行った上で、特例を設けるということでございます。

法律の条文を簡単に抜粋していますが、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準として、その審査基準を政令で定めるということで、現行の上陸基準に代替する基準を新たに政令で定めようというのが、今回の制度です。

その下が政令改正事項で、今、法制局等で審議中のものですが、3つの要件を書いております。

1点目は、本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術、技能を有していることを示す者として、総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して、告示で定める資格または実績を有する者ということ。

2点目は、これまででも上陸基準省令などに書いてありますが、外国人の報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等であること。

3点目は、活動の全部または一部が特区内において行われるということになっており、この3つの基準を審査するのが、今、政令案として検討しているものです。

具体的にどういうイメージになるかというのが、ポンチ絵のスキーム図で描いているもので、左から右に流れるような形で進んでいくだろうということを書いたものです。

一番左で政令が施行されまして、その後、自治体において、外国人を入国させたい活動、当該外国人が有すべき資格等を提案していただきます。そして、先ほどの法律改正事項でも御説明したとおりですが、区域会議で協議するというところまでございまして、関係府省庁の活動内容について、在留資格該当性の検討しまして、「技術・人文知識・国際業務」または「技能」に該当するということであれば、上の矢印に進みます。一方、該当しないということであれば、下の矢印に進み、区域計画に盛り込まれないということになります。

該当するということであると、次は、上陸許可基準の代替措置として適当でありますということを、自治体が説明をしまして、これを関係府省庁で代替基準として妥当であるかどうかということを確認いたしまして、妥当でないといった場合には、下のほうにいきますが、妥当であるということであれば、右の矢印にいきます。

その後は、並行して作業と書いてありますが、区域会議において、区域計画を定めるということが法律上決まっていますので、区域計画を作成し、認定する作業を行います。一方で、政令において告示で資格等を定めるということを確認していますので、告示を改正する作業を並行的に行います。その上で、右の矢印ですが、交付申請を受け付けま

して、審査し、実際に在留資格認定証明書の交付という流れになるということでございます。

事務局からは、以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

そうすると、これについて、各省庁から御意見を伺うことになります。

厚労省さんからお願いできますか。

○赤松課長 厚生労働省でございます。

現在、政令協議中でございますが、私どもが懸念している点は、大きく1点ございます。どちらかという、政令の運用面になろうかと思いますが、特区内で在留資格を与えられた者が、仮に離職されまして、特区の外で再就職というか、そういう形になった場合、法務省さんでも、私ども厚生労働省でも、実際、その方が、技人国の在留資格で、色がついていない在留資格で入られた場合には、追跡することは困難でございます。例えば3カ月間以上、特区業務以外の仕事についていけば、不法滞在という扱いになろうかと思えますけれども、そういった場合でも、捕捉することは困難になります。運用面で、どのような形で、引き続き、特区の中で働いていることを確認することができるか、そういった点は、懸念しているところでございます。

また、特区の外で働く場合があり得ると思うのですが、特区の外で働く場合に、全体に占める仕事の中で、どのぐらいの期間、特区の外で働いてもいいのか、そのあたりも若干懸念しているところはございます。

以上です。

○八田座長 法務省さん、お願いします。

○近江室長 法務省です。

法務省は、内閣府と一緒に法制局の審査などを受けておりまして、この案について、特に問題がある、意見がある状況ではございません。

ただ、今、厚生労働省からもお話がありましたが、今はまだ政令案の段階ですので、仮に案がとれました後の特区内でのクールジャパン人材の管理とか、そういうところについて、きちんとやっていくというところが、まさにクールジャパン人材の受入れ促進にもつながると思いますので、そのような検討については、今後しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

○西課長 農林水産省でございます。

私どもも特段この案に反対はないのですが、厚労省さんも、法務省さんもおっしゃられているように、私どもは日本料理海外普及人材育成、また、京都市さんがやっている伝統料理の普及事業に悪影響が出ないような形で、これで来られる外国人の料理人さんが、適正な形で仕事をされて、また、その責任を十分に把握されて、この事業、制度を活

用されることを望んでおります。

○八田座長 どうもありがとうございます。

○手島室長 経済産業省からは、特にございません。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚労省さんにお聞きしたいのですけれども、これでもって上陸許可を得た人を特区外で雇うときには、特区外の雇用者は雇ってはいけないわけだろうと思うのですが、それが先ほどおっしゃったことでは、反対が不可能だということですか。雇用しようと思ったら、この人の入国許可書、レーバパーミットか何かに、特区でのみと書かれていないから、分からないということですか。

○赤松課長 後者のほうでございます。技術・人文知識・国際業務という形での在留資格のカードを持っていらっしゃると思いますので、特区の外で再就職することは可能でございますが、その際に、雇い入れた事業主が、この方が特区でもって入ってこられた方かどうか分からないということで、追えないということです。

○八田座長 面倒くさいけれども、許可書に、特区という判子が押してある必要があるということですね。

○近江室長 在留カードに、特区という記載をすることは、難しいかと思っておりますけれども、現状の在留管理制度におきましても、例えば雇用主が変わった、事業主が変わった場合などについては、入管法に基づいて届出を行わなければいけないという制度になっていまして、届出をしっかりとやっていただくことが、先決であろうかと思っております。

例えば雇用関係がなくなったということを、雇用主さんがきちんと厚生労働省に報告をして、私たちもその情報をいただくということは、今もやっておりますので、そういう形で管理がしっかりできる、そのほかも含めてでしようけれども、できるようにとすることが、一番いいと思っております。

○八田座長 それをしても、この人が特区限定で入ってきたどうかは、別な地区で雇う雇用主としては、分からないわけですね。

○近江室長 現行制度では、在留カード上は転職された場合には、分かりません。最初の人は分かると思っておりますけれども、分からないという形になろうかと思っております。

○八田座長 やはり特区の判子が要るのではないのでしょうか。

○近江室長 どういう形で雇用主さんにお知らせするかということは、また枠組みの中で検討していきたいと思っております。

○八田座長 外国人を雇うときに、登録証みたいなものをお役所に届け出るという制度があるならば、それで特区かどうかというのは、チェックできるのではないかと思うけれども、そういう仕組みは、特にないわけですね。外国人を雇ったときに、雇用番号などを政府に届け出る必要は、今、特にないわけですね。

○近江室長 今は外国人雇用対策法に基づきまして、雇用保険の被保険者の届出をもって、外国人の雇用の届出をしたという形でみなしております、厚生労働省さんがハローワー

クでそれを受けられまして、また法務省でも情報を共有させていただくという形で、雇用主が変わった場合には、リアルタイムではないのですけれども、何らかの形で情報がいく形にはなっております。

○八田座長 ある意味では、そこを利用してチェックすることは可能なわけですね。

○近江室長 事前チェックにはならないと思いますけれども、事後で、特区外に出たということは、追えないわけではないと思います。

また、実施に当たっては、厚生労働省さんと、どういうふうにやっていくか、きちんと考えたいと思います。

○八田座長 わかりました。

それでは、委員の方からございますか。

八代さん、何かありますか。

○八代委員 雇用保険を使うというのは、いいやり方なのでしょうけれども、適用基準があります。例えば雇用保険の被保険者になるためには、週20時間以上とかね。逆にパートで働く可能性があったときに、事業主は雇用保険の適用義務がないのです。そういうことは少ないと思いますが、それは本来の雇用保険の使い方とは違うので、非常に便法なやり方なわけですね。

○近江室長 確かにそれを使わせていただいているのですが、事実上の運用ではなくて、それが法律上の運用になっております。入管法と外国人雇用対策法に明記されている形になっております。

雇用保険の話をしてしまったのですが、保険の対象にならない方については、別の様式で、雇用したということであれば、報告をもらう形になっておりまして、基本的に対象は全部把握できるのではないかと、技人国の対象になる方々については、追えるのではないかと考えております。今、いただきました話ですので、これからもう少し勉強したいと思います。

○八代委員 わかりました。

○阿曾沼委員 質問ですが、在留カードは、ICチップか何かが組み込まれているのですか。

○近江室長 在留カードの中には、ICチップが盛り込まれておりまして、表面上は国籍とか、写真とか、いろいろなものが書いてあるのですが、その情報がそのままICチップに入っております。

○阿曾沼委員 その中に、1つコラムを入れて、特区を入れることはできますか。システムの改修というのは、相当かかりますか。

○近江室長 相当かかるかと思えます。住基ネットワークと結んでいるところがあります。細かい話になるのですが、その大きな改正になるかと思えます。表面に書く事項は、法律事項でも確かあったと思えます。

○阿曾沼委員 チェックディジット等、少しフラグを立てる領域の余裕があると思うので、そこにフラグだけ立てれば良いと思うのですが。

○近江室長 容量の中にとということですね。それも含めて、また検討させていただければと思います。

○八田座長 あと、事務局からは何かありますか。

○村上参事官 先生、美容師の話は、どういたしましょうか。

○八田座長 今はこの仕組みについての話ですね。

○村上参事官 コマとしては、一応ここでやることになります。今の政令上ですと、運用の問題になって、ルールの中では是非が決しているわけではないのですが、せっかく各省も来ていらっしゃるの、運用上想定されるもので、ここを明確化してほしいという部分があれば、この場でお尋ねをいただけるといいと思います。

○八田座長 私どもで強い関心があるのは、関係府省庁で協議というところで、美容師さんが美容学校を出て、国家試験を通ったときに、4年なり、5年なり、プラクティカル・トレーニングの期間があると、クールジャパンの目的にも役に立つ。要するに母国に戻って、日本の技術を広めることができるということが、第一にある。

今の美容師試験では、実地的なことは余りやっていないのです。普通、日本の美容師さんというのは、技術者になるまでには、3～4年、店で実地訓練を経験してから、店で実際に髪を切らせてもらうことになっていきますから、その訓練をやって、母国に戻るといいたいというものが1つです。

もう一つは、東京とか、大阪とか、福岡のようなどころでは、アジアからのお客さんが来て、日本の美容院はいいから、とにかく日本の美容院に行って切ってもらいたいというお客さんが非常に多い。ところが、言葉のことで不都合が多いので、もし働いている人の中に、プラクティカル・トレーニングをやっているような、アジアの美容師さんの資格を持っている人がいれば、通訳の面でも都合がいい。これはクールジャパンだけではなくて、インバウンドの面からもいい、そういう要請が出ています。

全国でいきなりということではないかもしれませんが、大都会で要請が出ている場合、認めてほしいという要求が出てくると思うのですが、ここで関係府省庁と協議をするという形になるかと思えます。私どもは、ここの仕組みの中で協議することを考えているのですけれども、それでよろしいわけですね。

○中山課長補佐 厚生労働省医薬・生活衛生局の中山といいます。

美容師の関係につきまして、今、私たちで言えることとすれば、クールジャパンにおいて明示的に排除されているわけではありません。そもそもこの中に入っていないということが、言われているわけではないので、各自治体からの御提案があれば、受入れについては、検討していくという認識を持っています。ただ、具体的に受入れの要件などにつきましては、各自治体からの提案などをもとに、今後、法務省などと検討していくことになろうかと思っております。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○八代委員 先ほど法務省からいただいたガイドラインだと、調理師に関して言えば、改正前に2年間というものがあつたわけです。だけれども、美容師に関しては、そういう具体的な年数も何も書いていないのです。

○八田座長 今は何もないのです。

○八代委員 具体的な要望があれば、受けてもいいということなのですか。特区で要望がありましたね。

○八田座長 ありました。このシステムになってからは、まだないということです。このシステムになってから、また考えましようということです。

○八代委員 農水省の調理師さんと同じような形で、今後、協議することは可能だということですね。

○中山課長補佐 そのスキームではなく、先程のご説明のとおり、各自治体からの個別のお話の中で、考えていくものだという認識を持っています。

○八代委員 わかりました。

○村上参事官 横からすみません。念のためでございますが、美容師学校を出て、そのまま美容院で働く場合の運用は、特区の下でどうなるのかというのは、外から聞かれる可能性もあるので、そういったときは、自治体の御提案を見た上で、個々別々に判断していきますと、お答えしていいと理解してよいのでしょうか。

○中山課長補佐 今の御質問は、美容師について、現状のスキームの中でどういうふうに検討されているのか、することになるのかという御質問があつたときに、どう答えればいいのかということでしょうか。

○村上参事官 そうです。

○中山課長補佐 お答えしているとおおり、受入対象となるかについては、各自治体からの御提案を見た上で、個々に検討していくことになろうかと思ひます。

○村上参事官 仮に美容学校を出て、そのまま美容師さんとして働きたいとなつた場合、どうするのでしょうか。

○中山課長補佐 美容師として働く場合、美容学校を出たら、試験を受けないとなれません。

○村上参事官 もちろんです。試験も通つた上で、それなりの水準にあると思われる方であるという実態を自治体が説明できれば、そこは認められることになる可能性もあるということですね。そういうふうに理解していてよろしいでしょうか。

○中山課長補佐 まずは出していただいた提案をしっかりと見させていただかないと、今の段階では、何とも申し上げにくいところがございます。

○八田座長 例えばインバウンドの必要性とか、クールジャパンに戻つての可能性とか、そういうことに関する説得的な説明が欲しいということですね。

○中山課長補佐 複合的な判断も多分必要なのだろうと思ひます。

○近江室長 法務省でございます。

今回のクールジャパン・インバウンドの受入れについては、現在、該当している人たちの上陸のための基準省令を緩和する、拡大するというところで、今までのような実務経験ではなくて、受賞歴などを見ようというところの取扱いだと認識をしております、法務省として、今、言えますのは、ここのガイドラインにも書かせていただきましたが、この中での考えとして、理美容師さんについて、先ほど御説明もありましたけれども、例えば美容に関する専門課程を卒業して、専門士を持っていて、理美容の関係の企画マネジメントをするのは、今も問題ありません。

今後、特区においては、それを認めるときに、専門士が必要なかどうかというところなどの緩和をするという話をしておりまして、そもそも理容師さん、美容師さんという業務は、技人国や技能に該当するという判断をとっておりませんので、特区の中で、自治体からニーズがあったとして、その解釈をすぐにニーズがあつて変わるかというところを申しますと、そこはそうではないのではないかと考えております。

農水省さんの調理師の話につきましては、ちょっと違っておりまして、これは全国展開の中で、きちんと管理をする人たちがいて、一定の期間、勉強しながら、日本料理を学ぶところを認めるということをやっておりますので、同じスキームではないと考えております。

○八田座長 スキームの差は分かりましたけれども、厚労省さんがある状況では、オーケーだとおっしゃるならば、その場合には、法務省さんも対応してくださると考えてよろしいわけですか。

○中山課長補佐 今のお話は、そもそも在留資格には該当する方で、専門士などの資格の代わりが必要な方の場合という理解でよろしいでしょうか。

○八田座長 私どもは、ちゃんと専門士の資格を持っている人が、美容師として働くことを考えているのですが、法務省さんは、そうではない場合も考えていたとおっしゃっていたのですが、そこはメーンの話ではないですね。

○近江室長 そうです。

○八田座長 我々は、あくまで、専門士の資格を持っている人が、美容師さんとして働く場合を考えています。その場合について、法務省さんは、今のこの形としては、スキームが違いますとおっしゃったのだけれども、厚労省さんがオーケーとおっしゃれば、当然法務省さんもそれはお考えになるということですね。

○近江室長 特区の枠組みにおきましては、技人国の活動に該当する人たちの基準、要件をどう見るのかところなのですが、今、お話があつた美容師としての活動内容につきましては、そもそも基準の手前の該当性というところ、ポンチ絵の一番最初にございますが、関係府省間での活動内容についての該当性の検討というところの協議の中に入ってきますので、そこと上陸許可基準とはまた違いますので、該当性の中で、現在は、技人国の該当性があるかないかということ判断するに当たって、理美容師というのは、難しいのではないかと。今まで私たちが申し上げたところになるのですが、ニーズがあるイコール該当性

が変わるかといいますと、そこは直接リンクしないのではないかというお話を申し上げているところです。

○八田座長 該当性が認められるためには、あとは、どういう条件が必要なのですか。

○近江室長 入管法の建付けになりますけれども、基本的に理容師さん、美容師さんになりますと、技能的な話になるかと思っております。この技能につきましては、産業上、特殊な技能という形になっておりまして、今は外国料理のコックさんとか、そういう方々が特殊だということで、認めるということで、技能の在留資格ができております。今までの法務省の在留資格上の考え方といたしましては、日本でやる理美容師さんについては、産業上、特殊な業務ではないということで、入っていない状況になっております。現行の該当性の考え方でやるとしますと、理美容師さんのところは、難しいということです。

○八田座長 日本の美容は、大変な人気があって、アジアからも多くの人々が学びに来ている。それから、観光客も来ている。そういうことを立証すればいいということですね。

要するに日本料理が、なぜ普通のハンバーガーと違うかということと同じですね。

○近江室長 日本料理の場合は、技能には該当しません。在留資格がないものですから、今、特定活動という在留資格で、特区に入れている状況になっていますので、それは先生がおっしゃられたようなニーズとか、そういうものを把握して、今度、5年になりますけれども、限って認めるのは、日本の成長にとっていいという判断をして、受入れを決めております。

今のポンチ絵の中で言いますと、在留資格が技人国と技能という形になっておりますので、それとは違う、例えば特定活動とか、在留資格の該当性が問われない部分で、ニーズとか、そういうところを考えるとということであれば、農水省さんの要領には入ってくると思います。クールジャパン・インバウンドの法律に基づいてやるということになりますと、現行の該当性を確認したいという形になろうかと思っております。

○八田座長 よく分からないのですけれども、とにかく日本国にとってクールジャパンのことがいいということは明らかだし、観光客を入れるインバウンドにとってもいいことだと思います。ただし、従来は、業界の利権のために、なかなかそういうことができなかつたわけです。これを何とかしようというときに、法務省さんからも知恵を出していただきたいのです。こうしたらできるでしょうというアイデアを出していただけませんか。

○近江室長 承知いたしました。これからどういう御提案があるかというところは、全く見えていない状態で、いつもと同じお話をしてしまって、申し訳ないのですが、関係省庁と調整をして、相談をしていきたいと思っております。

○阿曾沼委員 先ほどの話では、厚労省さんの御判断だとおっしゃいました。それは該当性の判断を厚労省と一緒にすることなのか、区域会議の中で一緒に該当性も判断するのか、その辺はどういうことなのでしょう。

○近江室長 先ほどのお話は、今回の特区法の技人国と技能の話ではなくて、全く別の枠の受入れの中で、そういうニーズがあるかどうかということになろうかと思っております。

す。

○村上参事官 我々が内部的にすごく議論していますのは、例えば日本における美容師であることだけをもって、技人国でいうところの技能であるかどうかという議論とは別に、政令にも書いてありますとおり、海外から見て、我が国の生活、文化の特色を生かした魅力ある商品もしくは役務であることが、法令該当性を持つと考えてございますので、その出口がはっきりしている限りにおいては、日本での美容師をとって、こういうことでやるという形について、そういう事情のバックグラウンドが説明できれば、これについては該当性をストレートに持ってくるのではないかと考えているものですから、そこを確認したいと思います。

○近江室長 そこは技人国、技能の在留資格該当性があるか否かの前段階であり、特区におけるクールジャパン対象の範囲の指定であろうかと思っております。技人国に該当しさえすればいいというわけではないと理解をしております。ただ、クールジャパンの目的のまま、在留資格該当性に直に入るところは、今後いろいろ議論をさせていただきたいと思っておりますが、今のところ、分野の指定であると、法務省では思っております。クールジャパン分野、インバウンド分野というところで、そこをどういうふうに明確化できるかということの文言だと理解をしております。そのため、技人国、技能の在留資格の該当性まで変動するとか、変わるものではないと理解をしております。国会などでも問われたときにも、そういうふうに御説明をしております。該当性は変わりませんという形で申し上げておりますが、おっしゃることは理解できますので、また調整をさせていただければと思います。

○村上参事官 いずれにせよ、政令事項ではないと思いますので、この場でどうこうということではないと思いますが、ただ、せっかく作ったいい制度は、自治体の方にも使っていただきたいという思いもあるものですから、このレベルの議論をそのまま自治体の方に見せても、全く理解できないとか、そこで歯牙にもかからないような提案を出してこられても、逆にこちらは大変ということがありますので、その辺は、どうすれば、イントロダクションができるか、また御相談させていただければと思います。

○八田座長 この場で出たことですから、持ち帰って、お考えになることもあると思います。せっかく厚労省さんから、かなり前向きな、一歩進んだお話をいただきましたので、なるべくうまくこの制度を利用していきたいと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

○中山課長補佐 先ほど私がお話をしたのは、そもそものクールジャパンの中に、美容師が除かれているのかどうかというところで、御確認したいということだったので、そこは除かれてはいないということを申し上げたまでです。

○八田座長 それが重要です。それが一番重要なことです。

○中山課長補佐 受け入れについては、個々に検討ということになろうかと思います。

○八田座長 それでは、長時間ありがとうございました。よろしく願いいたします。